

# 小浜税務署からのお知らせ

～事業者の皆様へ～ 適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請はお済ですか？

令和5年10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月末まで**に登録申請する必要があります。

※年が明けると税務署は大変込み合いますので、年内の登録申請をお勧めします。

開催日時	時間	内容	申込み期限	場所	
令和4年9月27日(火)	午前の部	9:30～11:00	インボイス制度説明会 (免税事業者向け)	9月22日(木)17時 <b>要電話予約</b>	小浜地方合同庁舎 (小浜税務署) 3階会議室  小浜市後瀬町7番10号  【連絡先】 小浜税務署 法人課税部門 (0770-52-6509(直通))
		11:00～11:45	登録申請相談会		
	午後の部	14:00～15:00	インボイス制度説明会		
		15:00～15:45	登録申請相談会		
令和4年10月19日(水)	午前の部	9:30～11:00	インボイス制度説明会 (免税事業者向け)	10月17日(月)17時 <b>要電話予約</b>	
		11:00～11:45	登録申請相談会		
	午後の部	14:00～15:00	インボイス制度説明会		
		15:00～15:45	登録申請相談会		
令和4年11月17日(木)	午前の部	9:30～11:00	インボイス制度説明会 (免税事業者向け)	11月15日(火)17時 <b>要電話予約</b>	
		11:00～11:45	登録申請相談会		
	午後の部	14:00～15:00	インボイス制度説明会		
		15:00～15:45	登録申請相談会		
令和4年12月2日(金)	午前の部	9:30～11:00	インボイス制度説明会 (免税事業者向け)	11月30日(水)17時 <b>要電話予約</b>	
		11:00～11:45	登録申請相談会		
	午後の部	14:00～15:00	インボイス制度説明会		
		15:00～15:45	登録申請相談会		

※ インボイス制度説明会(免税事業者向け)は、インボイス制度の説明(60分)及び消費税の基本的な仕組みの説明(30分)を行います。